Ⅰ　環境基本計画の推進

1　環境基本計画の概要

(1)　計画策定の背景

平成5年に国の「環境基本法」が定められて以来、「環境基本計画」の策定や各種関連法の制定、計画の策定など、環境に対する様々な取組が進められてきました。

市では、平成11年に「府中市環境基本条例」を策定し、条例に示す基本理念の実現のため、平成15年2月に「府中市環境基本計画」を策定し、平成16年2月には、市民・事業者・行政の日常生活及び事業活動における環境保全活動を促進するため、「府中市環境行動指針」を策定しました。その後、地球環境を良好な状態に維持し、地球温暖化を食い止める必要があることから、平成23年3月に「府中市地球温暖化対策地域推進計画」などを策定しました。

平成26年度からは、令和4年度までを計画期間とする第2次府中市環境基本計画において施策の展開を図っていましたが、近年、深刻な地球温暖化や自然環境の悪化など、環境問題を取り巻く社会情勢の変化を受けて、環境政策を実効的かつ一体的に推進していく必要があることから、府中市地球温暖化対策地域推進計画と府中市生物多様性地域戦略を包含した上で、令和5年度から令和12年度までの8年間を計画期間とする第3次府中市環境基本計画を策定しました。

府中市環境基本条例に掲げられた基本理念

（基本理念）
第3条　環境の保全は、市民が健康で安全かつ暮らしやすい生活を営むうえで必要とする良好で快適な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
2　環境の保全は、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能なまちづくりを目的として、すべての者の積極的かつ自主的な取組と相互の協力によって行われなければならない。
3　地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

(2)　計画の位置付け

第3次府中市環境基本計画は、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを定める府中市環境基本条例に基づくものであるとともに、本市における環境保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、第7次府中市総合計画に示された施策を環境面から具体化し、支えていくものです。

また、本計画は、本市の環境施策を取り巻く社会動向の変化や、地域における環境課題に対応するため、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（旧　府中市地球温暖化対策地域推進計画）、生物多様性基本法第13条に基づく生物多様性地域戦略（旧　府中市生物多様性地域戦略）の2つの計画を包含した、実効性を併せ持った計画です。

(3)　計画の期間

第3次府中市環境基本計画の計画期間は、令和5年度から令和12年度までの8年間です。

（4） 環境像

第3次府中市環境基本計画では、府中市環境基本条例で定める基本理念に基づき、総合的かつ計画的に環境施策を推進するに当たり、市民や事業者等の様々な活動主体と目指す姿を共有するため、環境像として「地域から地球へ　みんなで創る　持続可能なまち　府中」を掲げます。

地域から地球へ　みんなで創る　持続可能なまち　府中



（5） 5つの基本方針

環境像を実現するための目標として、5つの基本方針を設定しています。

ア　基本方針1　脱炭素型のまちを目指します

地球温暖化への具体的な対策を推進することで、温室効果ガスを削減するとともに、気候変動による影響に適応したまちづくりを進めます。

イ　基本方針2　人と自然が調和して豊かな恵みが得られるまちを目指します

自然との共生を図るため、水辺・緑の保全と活用、身近な自然の維持、生物多様性の理解促進等を進めます。

ウ　基本方針3　循環型のまちを目指します

循環型社会の構築を目指し、更なるごみの排出量の抑制、再利用の促進、再資源化の促進等を進めます。

エ　基本方針4　安全・安心・快適に暮らせる文化的なまちを目指します

安全・安心で快適に暮らせるまちを目指して、大気・水質・土壌の保全、化学物質の適正管理、快適できれいなまちづくり、市の特長の一つである歴史的・文化的環境の保全等を進めます。

オ　基本方針５　協働・連携のための環境が整ったまちを目指します

環境課題への取組の共通基盤となる市民・事業者等との協働・連携を図るため、環境教育・環境イベント等の推進、事業者・教育機関との連携による新たな取組の創出、環境保全活動を支援するネットワークの構築等を進めます。

２　環境基本計画の重点プロジェクト

計画で掲げる環境像を実現するために、特に重視すべき事業を、重点プロジェクトとして位置付けています。

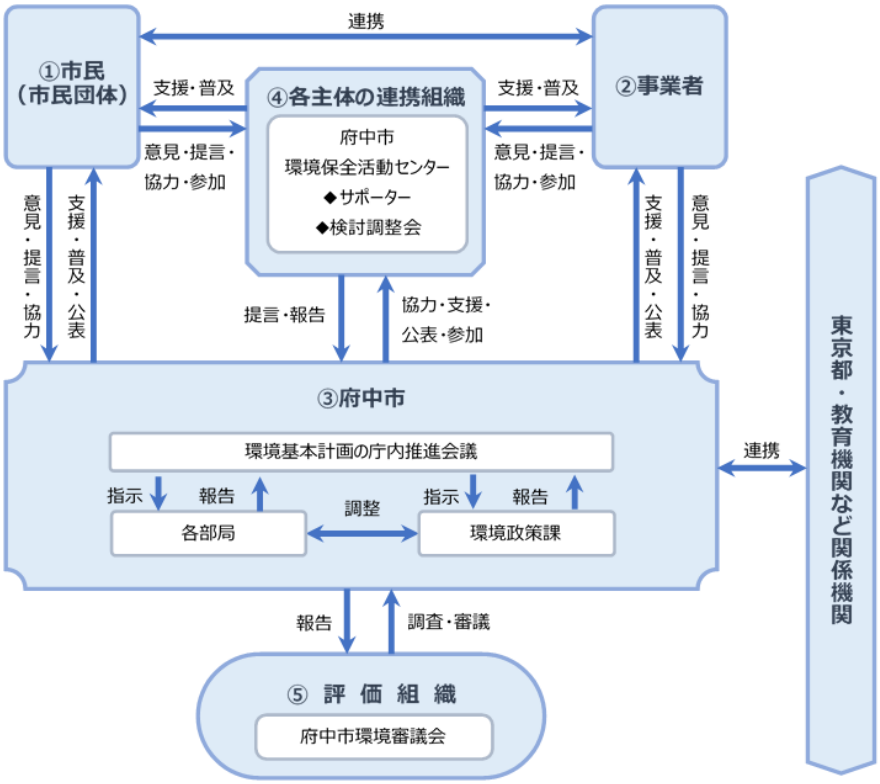
本計画における基本方針のうち、特に力を入れる必要がある「脱炭素型のまち」、「人と自然が調和して豊かな恵みが得られるまち」を目指して、国のモデル事業や東京都が推進する施策を踏まえつつ、推進します。

基本方針	プロジェクト名	関連する個別事業
脱炭素型のまちを目指します	再生可能エネルギーの導入拡大プロジェクト	①家庭に対する再生可能エネルギー導入への補助 ②事業者に対する再生可能エネルギー導入への補助の検討 ③電気自動車（EV）やその充電設備の補助金の検討 ④公共施設への充電設備の設置 ⑤再生可能エネルギー電力契約への切替えの促進 ⑥再生可能エネルギー導入可能性調査の実施 ⑦公共施設の再生可能エネルギーの導入拡大 ⑧国や東京都の補助金に関する情報の提供 ⑨省エネルギー行動の促進
	エネルギーの地産地消と循環型まちづくりプロジェクト	①補助金を活用した民生部門や産業部門への再生可能エネルギーの導入 ②連携協定の活用 ③エネルギーの地産地消 ④大規模事業者や大学とのエネルギー融通の検討 ⑤地産地消を行うモデルケースの創出 ⑥公共施設への蓄電池の導入検討 ⑦電気自動車（EV）の積極的な導入と災害時の活用
人と自然が調和して豊かな恵みが得られるまちを目指します	武蔵台緑地における生物多様性保全プロジェクト	①生物多様性の価値の浸透と社会における主流化 ②府中市固有の生態系と生息環境の保護と回復 ③生物多様性保全の担い手が生まれる仕組み作りの推進

3　計画の推進体制･進行管理

第3次府中市環境基本計画の確実な推進には、市･市民･市民団体･事業者･教育機関等、それぞれが主体的に行動し、適切に連携しながら施策に取り組むことが必要です。

そのため、次のような各主体の役割と連携体制をもって、継続的に進行管理を行い、計画を推進します。



4　府中市環境行動指針

(1)府中市環境行動指針について

平成11年に府中市の環境行政の根幹をなす府中市環境基本条例を制定し、平成15年2月には府中市環境基本計画を策定しました。これを踏まえ、平成16年2月に府中市環境行動指針を策定し、市、市民及び事業者の環境保全行動の促進を推進してきました。

令和4年度には、令和5年度から令和12年度を計画期間とする第3次府中市環境基本計画を新たに策定したことから、あわせて府中市環境行動指針の見直しを行いました。

本指針は、環境基本計画で目指す環境像「地域から地球へ　みんなで創る　持続可能なまち府中」を実現するにあたり、市、市民及び事業者等の日常生活及び事業活動における、具体的かつ実践的な環境保全行動を促進するための手引書となるものです。

(2)指針の概要

本指針は、府中市環境基本条例第8条に基づいて策定するものです。

環境基本計画と整合させ、その基本方針ごとに市･市民･市民団体･事業者･教育機関等が取り組める行動を抜粋して記載しています。